

## 株式会社SBI証券・JFRカード株式会社＜同意・確認事項＞

### ◆JFRカードの親法人等または子法人等への情報提供および情報の共同利用等に関する同意

#### 1. 「JFRカードの親法人等または子法人等への情報共有および情報の共同利用等に関する同意書」の電子提出に係るご承諾

株式会社SBI証券(以下「SBI証券」といいます。 )およびJFRカード株式会社(以下「JFRカード」といいます。 )が金融商品取引業に係る業務または金融商品仲介業に係る業務等を行うに際し、お客様には「JFRカードの親法人等または子法人等への情報共有および情報の共同利用等に関する同意書」(以下「本同意書」といいます。 )の内容を十分ご理解いただいたうえで、本同意書をご提出いただく必要がございます。なお、本同意書のご提出は、電磁的方法をもって行わせていただきます(以下、「電子提出」といいます。 )。

#### 2. 「JFRカードの親法人等または子法人等への情報共有および情報の共同利用等に関する同意書」

SBI証券およびJFRカードが金融商品取引業に係る業務または金融商品仲介業に係る業務等を行うに際し、私(若しくは「当社」)は、私(若しくは「当社」)の氏名または名称、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、勤務先、勤務先電話番号、家族構成、住居状況などの情報、運転免許証番号、収入、SBI証券に対する届出情報の有効性に関する情報、預り資産、SBI証券で私(若しくは「当社」)が行う金融商品取引の目的、証券総合口座の口座番号、私(若しくは「当社」)がSBI証券で行う取引等の内容その他のSBI証券が現在までに取得し、将来取得する私(若しくは「当社」)に関する一切の情報(個人情報の保護に関する法律第2条第1項で規定される個人情報、金融商品取引業等に関する内閣府令第275条第1項第12号で規定する特別の情報、並びに同府令第123条第1項第18号および同府令第281条第1項第12号で規定される私(若しくは「当社」)の財産に関する公表されていない情報その他の特別な情報を含み、以下あわせて「本件情報」といいます。 )をSBI証券がJFRカードに提供し、本件情報をJFRカードがJFRカードの親法人等(同府令第1条第3項第14号にて規定し、以下同じです。 )または子法人等(同府令第1条第3項第16号にて規定し、以下同じです。 )と共有することについて同意いたします。また、私(若しくは「当社」)は、JFRカードおよびJFRカードの親法人等または子法人等が、本件情報を「本件情報の利用目的等」記載の以下の範囲、および記載の利用目的に従って利用および共同利用することに同意いたします。

#### 本件情報の利用目的等

##### 【JFRカードにおける利用目的】

①JFRカードの金融商品仲介業における、口座開設・有価証券・金融商品の勧誘、適合性の原則等に照らした判断、取引の媒介、商品・サービスの提供、継続的な取引管理、新商品情報のお知

らせ、関連するアフターサービス、お問合せへの回答等、防犯その他の安全管理

②JFRカードの金融商品仲介業における、市場調査、商品・サービスの研究・開発

③JFRカードの金融商品仲介業における、宣伝物・印刷物の送付および電話による勧誘やメール送信などそのほかの通信手段を用いた営業活動

④JFRカードのクレジットカード事業、キャッシングなどの金銭貸付事業における与信判断および与信後の管理

⑤JFRカードのクレジットカード事業、キャッシングなどの金銭貸付事業および生命保険代理店業その他の事業(これらに付随して提供するサービスを含む)における宣伝物・印刷物の送付、電話による勧誘や電子メール送信、SNSなどその他の通信手段を用いた営業活動、新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス、市場調査、商品・サービスの研究・開発

⑥JFRカードの金融商品仲介業、クレジットカード事業、キャッシングなどの金銭貸付事業および生命保険代理店業等の金融関連事業における、コンサルティング、ライフプラン・ファイナンシャルプランの提案、金融商品・サービスに関する情報の提供

⑥JFRカード以外の第三者から受託して行う当該第三者の宣伝物・印刷物の送付、電話による勧誘や電子メール送信、SNSなどその他の通信手段を用いた営業活動、新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス、市場調査、商品・サービスの研究・開発

※なお、JFRカードの具体的な事業内容は、同社ホームページ (<https://www.jfr-card.co.jp/corporate/businessportfolio/>) をご覧ください。

## 【JFRカードとJ. フロント リテイリング株式会社のグループ企業における共同利用】

### 共同利用の範囲

株式会社大丸松坂屋百貨店ほかJフロントリテイリンググループ各社

※JFRグループ各社の具体的な企業名および事業内容は以下ホームページでご確認ください。

<https://www.j-front-retailing.com/company/group.html>

### 共同利用の利用目的

①百貨店事業、ショッピングセンター事業、通信販売事業、飲食店事業等における商品の発送、商品情報や催事情報をお知らせする宣伝物・印刷物の送付・電話・WEB等による営業案内、関連するアフターサービスのための利用

②百貨店事業、ショッピングセンター事業、通信販売事業、飲食店事業等における市場調査・商品開発・キャンペーン企画のための利用

③カードの機能、ポイントサービス、付帯サービス等を提供するための利用

④お客様の不利益にならない場合であって、緊急を要する連絡の必要がある時の利用

共同して利用する本件情報の管理について責任を有する者の名称および住所ならびに代表者の氏名

JFRカード株式会社  
大阪府高槻市紺屋町2番1号  
代表取締役社長 二之部 守

以上